

新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第 1 条 本会は、新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、射水市のランドマークとなっている新湊大橋が開通 10 周年、富山県内有数の観光スポットである海王丸パークが開園 30 周年を迎えるにあたり、関係機関・関係団体と協議し、新湊大橋開通 10 周年・海王丸パーク開園 30 周年記念事業（以下、「記念事業」）を開催することで、今一度、射水ベイエリアの持つ魅力を再発信し、人の流れのループを築き上げ、賑わいを創出することを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業の準備及び運営に関する事。
- (2) 記念事業に関する関係機関、関係団体との連絡調整及び協力に関する事。
- (3) その他、前条の目的を遂行するために必要な事項に関する事。

(組織)

第 4 条 実行委員会は、第 2 条の目的に賛同する委員をもって構成する。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 会長は、射水市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(任期)

第 7 条 役員任期は、実行委員会が解散する日までとする。

(会議)

第 8 条 実行委員会の会議は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。

2 実行委員会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の制定及び変更に関する事。
- (2) 事業計画及び予算決算に関する事。
- (3) その他、実施に関し必要事項に関する事。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、代理人を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第 9 条 実行委員会の経費は、補助金等の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 10 条 実行委員会の会計年度は、実行委員会設置の日から解散の日までとする。

(事務局)

第 11 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を射水市都市整備部河川・港湾課内に置く。

(解散)

第 12 条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき、実行委員会の承認を経て解散する。

(補則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。